

徳島県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
2		津田川島	阿波市市場町尾開字八坂 二一六番一七地先から 同 六六番三地先まで		旧	六・二〇一九・五	一七二・四
同			新		敷地の幅員 （メートル）	七・八〇二二・一	一七二・四